⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑺　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑻　手続における交渉の有無　無

⑼　契約書作成の要否　要

⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑾　工事説明会を行う。

⑿　資料のヒアリングを行う。

⒀　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒁　技術提案の採否の通知については、平成30年５月９日に通知する。

なお、一次審査の審査評価点の合計が上位10者以外の競争参加者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。

また、通知において、技術提案に基づく施工計画により参加を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け北海道開発局長公示）別記１に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記１に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局札幌開発建設部契約業務課（〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目　電話011―611―0194）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⒄　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⒅　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⒆　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigechika Miyajima, Director of Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Underpass construction beneath the taxiway in New Chitose Airport, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 20 February 2018

⑸　Time-limit for the submission of technical proposal by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 13 April 2018

⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 28 May 2018 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 28 May 2018 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 28 May 2018)

⑺　Contact point for tender documentation : Masaru Yoshizuka, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism North 2, West 19, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0194 ext. 2270

○開発札幌第17号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新千歳空港　国際線エプロン外工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道千歳市

⑷　工事内容　国際線エプロン：Ｌ＝210m、土工（土砂掘削）Ｖ≒13,000㎥、舗装工（コンクリート舗装ＮＣ）：Ａ≒14,000㎡・（コンクリート舗装ＰＣ）：Ａ≒6,000㎡、付帯施設工：一式、ＧＳＥ通行帯：Ｌ＝50m、土工（土砂掘削）：Ｖ≒2,000㎥、舗装工（アスファルト舗装）：Ａ≒1,000㎡、国際線カーブサイド：Ｌ＝320ｍ、土工（土砂掘削）：Ｖ≒7,000㎥、舗装工（アスファルト舗装）：Ａ≒4,000㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年２月25日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：Ｖ≒8,000㎥、アスファルト：Ｗ≒3,000ｔ

⑺～⑾　開発札幌第16号１⑺～⑾に同じ。

⑿　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に、積算に必要な見積書の提出を求め、予定価格に反映させる「見積徴収方式」の工事である。

⒀　開発札幌第16号１⑿に同じ。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　開発札幌第16号２⑴に同じ。

⑵　北海道開発局における工事区分「舗装」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　開発札幌第16号２⑷に同じ。

⑷　平成14年度以降に、航空機の着陸回数が年間５万回以上の供用中の空港において、基本施設のコンクリート舗装面積15,000㎡以上の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成14年度以降に供用中の空港において基本施設のコンクリート舗装の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

※「基本施設」とは、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　開発札幌第16号２⑹に同じ。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。